

地場産品基準について

返礼品として登録されるには、1号から9号及び99号の類型に合致する必要があります。

◆1号・・・宗像市内で生産された農作物、水産物、畜産物



→4号・・・宗像市内で生産された農作物、水産物、畜産物であって近隣のものとの混在。流通構造上、混在が避けられない場合のみ。

◆2号・・・原材料に宗像市で生産されたものを使用した加工品

※ただし、原材料割合の半分以上が宗像産のものであること

重量or原価の50%以上



【原材料】

- ・あまおう（宗像産）・・・価格or重量で50%以上
- ・グラニュー糖
- ・レモン果汁



【原材料】

- ・たまねぎ（宗像産）
 - ・醤油（宗像産）
 - ・レモン果汁
 - ・食用油脂
-価格or重量で50%以上

◆3号…宗像市内で製造された加工品

※ただし、製造工程の半分以上が宗像市内で加工されていること

重量or原価の50%以上



市内でカレー製造…価格or重量で50%以上

市外で梱包

◆7号…宗像市内で提供されるサービス（宿泊を除く）



◆7号2…宗像市内にある宿泊施設での宿泊（フランチャイズを除く）

◆7号3イ…宗像市内にある宿泊施設（フランチャイズ）での宿泊で一泊5万円を超えないもの

◆8号ハ・・・県産品として認定されたもの

夢つくし

元気つくし

博多和牛

はかた一番どり

はかた地どり

あまおう

とよみつひめ(いちじく)

早味みかん

秋王(柿)

甘うい(キウイ)

八女茶

福岡有明のり

ラー麦

辛子明太子

もつ鍋(醤油、味噌)

水炊き

豚骨ラーメン

※県産品を使用した加工品については、地場産品基準の判定が複雑ですので、新規返礼品をご提案いただく前に事前にご相談ください。